

天理市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第21号

天理市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
天理市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和4年3月天理市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（学校給食費の額及び納付）

第4条 条例第3条第1項第1号に規定する者が一の月に納付すべき学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 小学校で実施する学校給食 月額4,400円（ただし、4月分の学校給食費の額は、零とする。）

（2） 中学校で実施する学校給食 月額4,800円（ただし、4月分の学校給食費の額は、零とする。）

2 前項第2号の規定による学校給食費の額について、中学校第3学年の生徒に係る3月分の学校給食費の額は、2月分の給食費に含まれるものとし、3月に転入した場合、学校給食の提供の再開を希望した場合又は次項に規定する場合を除き、3月の学校給食費は徴収しないものとする。

3 次条ただし書の規定により同条各号に定める回数を超えて学校給食を実施する場合における当該学校給食にかかる学校給食費の額は、1回につき第7条第4項各号に規定する額に超過回数に乗じて得た額とし、3月分の学校給食費に加算するものとする。

4 条例第3条第1項第2号及び第3号に掲げる者が一の月に納付すべき学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める1回当たりの額に当該月において実施する学校給食の回数に乗じて得た額とする。

（1） 小学校で実施する学校給食 1回当たり295円

（2） 中学校で実施する学校給食 1回当たり345円

5 学校給食費の納付は、口座振替の方法により行うものとする。ただし、口座振替の方法により難しい場合は、市長が指定する方法により行うものとする。第6条を削る。

第5条第2号を削り、同条第3号中「(非常勤の教職員等)」を削り、同号を同条第2号とし、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(学校給食の標準実施回数)

第5条 小学校及び中学校で実施する1会計年度の学校給食の回数(以下「標準実施回数」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数の範囲内とする。ただし、市長が学校行事その他特別の理由により、必要があると認める場合は、標準実施回数を超えて実施することができる。

(1) 小学校 全学年 179回から182回の範囲内

(2) 中学校

ア 第1・2学年 166回から169回の範囲内

イ 第3学年 151回から154回の範囲内

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条見出し中「月額給食費」を「学校給食費」に改め、同条第1項中「又は第2項」を「及び第4項並びに本条第4項」に、「月額給食費」を「学校給食費」に改め、同項第1号中「児童」を「月の途中で児童」に改め、「年度の途中から」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童、生徒が傷病等以外の事由により、学校給食を実施する日において、学校給食の提供を連続して7日以上受けることができない場合

第7条第2項中「月額給食費」を「学校給食費」に改め、同条に次の3項を加える。

3 前項第3号の規定により学校給食費の額の調整を求めようとする児童又は生徒の保護者等は、調整を希望する期間の前月の10日(休日を除く。)までに、市長に対し学校給食停止(再開)・欠食届(様式第1号)を提出しなければならない。

4 児童又は生徒が第1項各号のいずれかに該当する月における学校給食費の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める1回当たりの額に当該月において実施する学校給食の回数を乗じて得た額とすることができる。この場合において、当該学校給食費の額の上限は、第4条第1項各号に規定する学校給食費の額とする。

(1) 小学校で実施する学校給食 1回当たり265円

(2) 中学校で実施する学校給食 1回当たり310円

5 教職員等が第1項各号のいずれかに該当する場合は、第4条第4項に規定する学校給食の回数を減じることができる。

第7条の次に次の1条を加える。

(学校給食の全部又は一部の提供の停止等)

第8条 市長は、学校給食を受ける児童、生徒又は教職員等が、食物アレルギーその他のやむを得ない理由により継続的に学校給食の全部又は一部の提供を受けることができないときは、学校給食の全部又は一部の提供を停止することができる。

2 前項の規定により学校給食の全部又は一部の提供の停止を求めようとする児童若しくは生徒の保護者等又は教職員等は、停止を希望する期間の初日の7日前（休日を除く。）までに、市長に対し学校給食停止（再開）・欠食届（様式第1号）を提出しなければならない。

3 児童生徒又は教職員等が第1項の規定により学校給食の全部又は一部の提供を停止する場合は、第4条第1項各号若しくは第4項各号又は第7条第4項各項に定める額の範囲内で学校給食費の額を調整することができる。

4 第1項の規定により学校給食の全部又は一部の提供の停止を受けた者がその再開を希望するときは、再開を希望する日の7日（休日を除く。）前までに、学校給食停止（再開）・欠食届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

様式第1号中「第6条、第7条」を「第7条、第8条」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「第9条」を「第10条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の天理市学校給食費の管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費から適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。